

指定管理事業検証結果報告書（石水溪キャンプ場施設）

	担当室	産業建設部産業・観光振興室
施設名	石水溪キャンプ場施設	
指定管理者	財団法人亀山市地域社会振興会 理事長 岸英毅	
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	
事業報告概要		
管理について	<p>[管理した施設] 亀山市石水溪キャンプ場バンガロー施設、同テント村、同屋内研修施設</p> <p>[行った管理業務] 利用者が安心して快適に使用できるよう施設の維持管理業務（消防設備保守点検委託、汚水処理施設維持管理、塵芥作業及び清掃業務、水質検査委託、その他施設の巡視・点検、小規模修繕工事の実施等）を行った。</p>	
運営について	<p>亀山市石水溪キャンプ場施設条例及び同条例施行規則等関連法令を遵守し、有料施設の使用許可及び使用料の徴収業務実施等施設運営を行った。</p> <p>開館期間 平成20年4月1日～10月31日</p> <p>使用許可実績 バンガロー施設172件、テント村80件、屋内研修施設38件 計290件</p> <p>利用者数 バンガロー施設 1,378人（対前年度170人増） テント村 3,260人（ ” 287人減） 屋内研修施設 2,274人（ ” 61人増）</p>	
事業について	<p>事業費合計 12,498,047円</p> <p>使用料収入 2,726,730円</p> <p>・ 自主事業 第1回石水溪まつりを開催し、来場者は約350人であった。</p>	
検証結果		
<p>施設及びその周辺は、常に美しい状態を保っており、管理・運営ともに良好に実施された。また、地元の人を管理人として雇用し、地域に根づいた施設としても位置付けされている。</p> <p>利用者も、施設運営として安定した状況にある。20年度は、施設内で石水溪まつりを行い、施設をPRすることができた。</p>		

指定管理事業検証結果報告書
(亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンター)

	担当室	生涯学習室
施設名	亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンター	
指定管理者	財団法人 亀山市地域社会振興会	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	
事業報告概要		
管理について		
<p>施設の維持管理に関する業務(平成20年度)</p> <p>防火教育訓練、普通救命講習、職員のサービス向上の研修、職員の管理能力向上の研修、独自のマネジメントシステムの作成、清掃業務、電気設備の保守、給水設備の保守、消防用設備の保守、空調設備の保守、A重油地下タンクの清掃・点検、冷温水発生器使用に伴う環境測定検査、舞台の管理運営、音響設備の保守、照明設備の保守、舞台機構の保守、客席案内盤の保守、映写機の保守、大道具類の保守、ピアノの保守、施設修繕、施設内外の巡視・点検</p> <p>施設環境の整備(平成20年度)</p> <p>舞台の安全対策マニュアル化</p> <p>地球温暖化防止対策(平成20年度)</p> <p>空調点検評価、節電点検評価、公用車点検評価、水道消費量等点検、計画の見直し</p>		
運営について		
<p>施設の使用に関する業務(平成20年度)</p> <p>・施設の使用許可に関する業務 ・施設の使用に係る料金の徴収に関する業務</p> <p>自主事業に関する業務(平成20年度)</p> <p>運営委員会の開催及び情報収集</p> <p>・全体会及び専門部会の開催 ・アンケート調査等</p>		
事業について		
<p>自主事業に関する業務(平成20年度)</p> <p>鑑賞型：ジャズ系(古野光昭トリオ With ケイコ・リージャズコンサート)、ニューミュージック系(小椋佳「歓談の会」)、一般大衆向け催物(松竹特別公演・吉本新喜劇&バラエティショー)、演歌系(原田悠里・北山たけし二人のコンサート)、市民映画鑑賞会(優秀映画鑑賞事業)</p> <p>育成型：子供向け催物(シナモンのワンダフルワールド)</p> <p>参加型：市民参加型ミュージカル「妖精パック」、第27回さいまつコンサート(第九合唱等)、市民自主運営型事業(劇団CAME公演「新白鳥伝説」等)</p> <p>参加型事業兼育成事業：第22回亀山「若い芽」のコンサート</p> <p>育成事業：アウトリーチ活動(武田雅博先生の子ども達の発声指導を含む合唱・北村成美先生のコンテナポラリーダンス)</p>		

検 証 結 果

1. 施設管理業務について

平成 20 年度は、市の大規模改修工事に伴い光熱水費等の経費が前年度より増加したものの、市の要求する協定事項を漏れなく実施された。平成 21 年度もレベルを落とすことなく、経費節減に努めていただきたい。

2. 施設の使用に関する業務について

施設の利用状況について、開館日数に対する貸館日数の割合(貸館率)は 92.1% (前年度比 0.9% 増)と高率を保っているが、リハーサル室及び会議室の利用件数が前年度に比べ減っている。新規利用者獲得のため、営業活動等を行い貸館率とともに利用料収入及び利用件数が増加するよう努力していただきたい。

3. 自主事業に関する業務について

当館では、鑑賞型だけでなく、他館ではあまり見られない市民参加型及び参加・育成型事業に力を入れ、他市との差別化を図っており、すべての催物(自主事業)の観客及び出演者のアンケート調査の結果、高い評価を受け、市の文化振興の情報発信拠点としての役割を十分に果たしており、大変評価できるものと考えられる。平成 20 年度においても市民自主運営型事業として市民参加型の催し物を積極的に展開しており。「劇団 CAME (カメ)」の公演、市民参加型ミュージカル「妖精パック」の公演については、大変評価できるものと考えられる。

なお、収支決算の面からは、自主事業にかかった費用のうち、入場料等の収入が占める割合が約 53.56% (前年度比 8.16% 減)を占めている。これは、過去 5 年間の割合の中でも少ない数値となっているが、急速な社会経済状況の悪化等の影響を受けたものと考えられる。(H15 年度 : 53.06%、H16 年度 : 54.41%、H17 年度 : 55.79%、H18 年度 : 61.41%、H19 年度 : 61.72%) 平成 21 年度においても、PR 活動等に積極的に取り組まれ、従来の事業に加えてアウトリーチ活動(観外での事業活動)を通して、昨年度に引き続き市民から高い評価を受ける事業を推進し、市の文化振興情報発信拠点の一つとしての役割を果たすとともに、収益率の向上に努めていただきたい。

指定管理事業検証結果報告書（都市公園施設）

	担当室	産業建設部まちづくり推進室
施設名	都市公園施設	
指定管理者	財団法人 亀山市地域社会振興会	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	
事業報告概要		
管理について	<p>亀山市内にある都市公園施設（76公園）の維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便益施設の維持管理 ・ 公園遊具保守点検及び修繕業務 ・ 樹木選定及び草刈業務 ・ 水道、電灯等の高熱水費の支払業務 ・ 施設巡回パトロール業務 	
運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花しょうぶまつり運営業務 ・ 地区子供会公園清掃活動支援業務 ・ 施設パトロールによる防犯・防災対策業務 ・ 財団広報誌による施設利用促進のPR活動 ・ 施設利用者の要望・苦情対応及び市へ自主運営提案の実施 ・ 地球温暖化防止対策として、施設管理車両のアイドリングストップ等経済運転の実施 	
事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業は該当なし。 	
検証結果		
<p>地域の実情に沿った公園管理の推進をするため、市民との協働の在り方について更なる改善の努力が望まれる。</p> <p>なお、夏季・冬季における勤務計画表を作成し、経費の削減に努めたことや9月初旬の集中豪雨による被害状況の確認作業等を迅速に対応したことはコスト意識・危機管理意識の高さが伺え評価できるものであった。</p>		

指定管理事業検証結果報告書（運動施設等施設）

		担当室	教育委員会スポーツ振興室
施設名	運動施設等施設 12施設 （西野公園体育館、西野公園野球場、西野公園運動広場、西野公園庭球場、西野公園プール、亀山公園庭球場、亀山公園野外ステージ、東野公園体育館、東野公園ソフトボール場、東野公園運動広場、東野公園ゲートボール場、観音山テニスコート）		
指定管理者	財団法人 亀山市地域社会振興会		
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日		
事業報告概要			
管理について	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の人員配置について、適切な管理運営業務が行えるよう配置した。 ● 施設の点検・巡視を必要に応じて、随時、定期的に行うことにより、施設が常に良好な状態を維持し、事故・災害・犯罪等の防止に努めるとともに、緊急事態・補修箇所等が発生した場合は、市に報告するなど迅速に対応した。（小規模修繕（30万円以下）の実施：44件）（東野公園体育館自動扉エンジン修繕他） ● 次に掲げる業務については、専門的知識・技術が必要であるため第3者へ委託した。 <ul style="list-style-type: none"> ・体育館の清掃業務 ・汚水処理施設（合併浄化槽）維持管理業務 ・消防設備保守点検業務 ・電気保安業務 ・警備業務 ・東野公園体育館トレーニング機器保守点検業務 ・西野公園プール管理業務 ・プール循環ろ過装置保守点検業務 ・プール電磁弁・給水栓保守点検業務 ● 施設を正常に運営するため、必要な光熱水費、燃料費を支払った。 ● 施設内の安全管理に努めた。（AED講習等の受講） 		
運営について	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の使用許可に関する業務、使用料の徴収等の業務を行った。 ● 個人使用日については、西野公園体育館、東野公園体育館の日程の調整（異なる日程に調整）をし、個人使用の促進に努めた。 ● 市民以外の申請期間に制限を設け、市民の使用促進に努めた。 ● 施設の利用状況、利用方法、施設のPRのため、「財団たより」、「市広報」を用いて情報提供を行った。 		
事業について	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主事業実施なし。 		

検 証 結 果

西野公園体育館及び運動広場については、それぞれ9月、1月より工事のため使用できなかったことから、利用者数及び使用料金収入が減となった。それにより東野公園各施設の増につながったと考えられる。

西野公園プール開場前に、プールへの急激な給水により上水道の水圧低下が生じ、付近一帯の水道水を濁らせた。担当者の変更があったためではあるが、振興会内部での引き継ぎ不足は否めない。また、担当者を介さずに直接各施設から教育委員会に問い合わせがあるなど、指定管理者としての組織力の低さを感じた。

指定管理事業検証結果報告書（地区コミュニティ）

	担当室	市民部 市民相談・協働推進室
施設名	地区コミュニティ（18施設） 別表1	
指定管理者	地区コミュニティ代表者	
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	
事業報告概要		
管理について	地域密着型の地区コミュニティセンター18施設を17地区のコミュニティが委託管理している。	
運営について	17地区のコミュニティが18施設を地域活動の拠点とし、維持管理に努め、また、市民活動の場として市民に貸し出し等を実施している。	
事業について	市民活動の場として、利用者の意見を管理運営に反映させている。また、効率的な管理とサービスの向上も図られている。	
検証結果		
地域住民及び各種団体との連携も図ることが出来た。 また、管理運営費の削減にも努めた。		

別表1

施 設 名	指 定 管 理 者
昼生地区コミュニティセンター	昼生地区コミュニティ
井田川南地区コミュニティセンター	井田川地区南コミュニティ
井田川北地区コミュニティセンター	井田川地区北コミュニティ
川崎地区コミュニティセンター	川崎地区コミュニティ
野登地区コミュニティセンター	野登地区コミュニティ
白川地区南コミュニティセンター	白川地区コミュニティ
白川地区北コミュニティセンター	
神辺地区コミュニティセンター	神辺地区コミュニティ
野村地区コミュニティセンター	野村地区コミュニティ
城東地区コミュニティセンター	城東地区コミュニティ
城西地区コミュニティセンター	城西地区コミュニティ
城北地区コミュニティセンター	城北地区コミュニティ
御幸地区コミュニティセンター	御幸地区コミュニティ
本町地区コミュニティセンター	本町地区コミュニティ
北東地区コミュニティセンター	北東地区コミュニティ
東部地区コミュニティセンター	東部地区コミュニティ
天神・和賀地区コミュニティセンター	天神・和賀地区コミュニティ
南部地区コミュニティセンター	南部地区コミュニティ

指定管理事業検証結果報告書（学童保育所1）

	担当室	保健福祉部 地域福祉室
施設名	井田川小学校区学童保育所	
指定管理者	井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会	
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	
事業報告概要		
管理について	<p>「学童保育の管理に関する基本協定書」及び年度協定を締結するとともに、指定管理業務については仕様書により適正に管理した。</p> <p>業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備の維持管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、事故発生の防止 ・ 施設、設備の点検 ・ 施設の整理、整頓に務め清掃を行う 	
運営について	<p>上記の基本協定書及び仕様書により適正に運営した。</p> <p>利用児童数 延べ1, 144人</p> <p>業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、利用する学童の指導に関する業務 2、保育料金の収受に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童及び保護者に対する入所時の説明 ・ 日誌、月報等の作成 ・ 保育に必要な消耗品、応急医薬品、図書等の購入 ・ 防災台帳の管理及び緊急連絡先名簿の作成 ・ 定期的な避難訓練等の実施 	
事業について	<p>学童保育の他、毎月のお誕生会、親子デイキャンプ、クリスマス会、バス旅行や奉仕作業実施する等独自の行事を実施した。</p> <p>また、平成20年10月には、「くれよんくらぶ」創立10周年にあたり式典を開催するとともに記念誌を発行した。</p>	
検証結果		
<p>歴史のある学童保育所であるため、他の学童保育所の指導的役割を果たしている。指定管理の導入により、管理運営についても、適切に処理され、サービスの向上、経費の削減になど繋がっている。</p> <p>保育料を利用料に改めて学童保育所の自主財源にする等により自主性を更に持たすことができた。</p>		

指定管理事業検証結果報告書（学童保育所2）

	担当室	保健福祉部 地域福祉室
施設名	東小学校区学童保育所	
指定管理者	東小学校区学童保育所とちの木運営委員会	
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	
事業報告概要		
管理について	<p>「学童保育の管理に関する基本協定書」及び年度協定を締結するとともに、指定管理業務については仕様書により適正に管理した。</p> <p>業務内容</p> <p>1、施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、事故発生の防止 ・ 施設、設備の点検 ・ 施設の整理、整頓に務め清掃を行う 	
運営について	<p>上記の基本協定書及び仕様書により適正に運営した。</p> <p>利用児童数 延べ500人</p> <p>業務内容</p> <p>1、利用する学童の指導に関する業務</p> <p>2、保育料金の収受に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童及び保護者に対する入所時の説明 ・ 日誌、月報等の作成 ・ 保育に必要な消耗品、応急医薬品、図書等の購入 ・ 防災台帳の管理及び緊急連絡先名簿の作成 ・ 定期的な避難訓練等の実施 	
事業について	<p>通常の学童保育の他、お誕生会、ゲーム大会、クリスマス会、手作りおやつ作り、奉仕作業等を開催し独自の行事を実施した。</p>	
検証結果		
<p>設立当初よりの指導員が在籍しており、運営委員会をよく補佐し適正に管理運営がなされているとともに、指定管理の導入によりサービスの向上、経費の削減に繋がっている。</p> <p>また、保育料を利用料に改めて学童保育所の自主財源にしたことにより、運営などにおいて自主性をもたすこともできた。</p>		

指定管理事業検証結果報告書（学童保育所2）

	担当室	保健福祉部 地域福祉室
施設名	関小学校区学童保育所	
指定管理者	関小学校区学童保育所さくらクラブ運営委員会	
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	
事業報告概要		
管理について	<p>「学童保育の管理に関する基本協定書」及び年度協定を締結するとともに、指定管理業務については仕様書により適正に管理した。</p> <p>業務内容</p> <p>1. 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、事故発生の防止 ・ 施設、設備の点検 ・ 施設の整理、整頓に務め清掃を行う 	
運営について	<p>上記の基本協定書及び仕様書により適正に運営した。</p> <p>利用児童数 延べ307人</p> <p>業務内容</p> <p>1、利用する学童の指導に関する業務</p> <p>2、保育料金の収受に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童及び保護者に対する入所時の説明 ・ 日誌、月報等の作成 ・ 保育に必要な消耗品、応急医薬品、図書等の購入 ・ 防災台帳の管理及び緊急連絡先名簿の作成 ・ 定期的な避難訓練等の実施 	
事業について	<p>通常学童保育の他、毎月のお誕生会、お楽しみ会、新入生歓迎会、お別れ会を開催する等独自の行事を実施した。</p>	
検証結果		
<p>指定管理の導入により、管理運営については、適切に処理され、サービスの向上、経費の削減に繋がっている。</p> <p>また、保育料を利用料に改めて学童保育所の自主財源にしたため、運営などにおいて自主性が発揮されている。</p>		

指定管理事業検証結果報告書（勤労文化会館）

	担当室	産業建設部産業・観光振興室
施設名	亀山市勤労文化会館	
指定管理者	亀山地区労働者福祉協議会 会長 西村正人	
指定期間	平成19年4月1日～平成21年3月31日	
事業報告概要		
管理について		
[管理した施設]	亀山市勤労文化会館	
[行った管理業務]	利用者が安心して快適に利用できるよう施設の維持管理業務（消防設備保守点検委託、電気保安点検委託、清掃・草刈り業務委託、施設の巡視・点検・日常清掃、小規模修繕工事の実施等）を行った。	
運営について		
【概要】	亀山市勤労文化会館施設条例及び同条例施行規則等関連法令を遵守し、当該施設の管理を行い、有料施設の利用許可及び利用料の徴収業務等施設運営を行った。	
【開館期間】	平成20年4月1日～平成21年3月31日（土・日・祝休み）	
【利用件数】	402件（前年度比約15%増）	
【指定管理料】	4,200,000円	
【利用者数】	4,294名（前年度比約4%増）	
【利用料金】	236,620円（前年度比約22%増）	
事業について	・指定管理者主催によるダンス教室開催（週1回）	
検証結果		
<p>指定管理制度による管理委託として、施設管理、運営とも良好に実施された。なお、修繕費が高んだことで団体の財政からの繰り出しが当初予算と比べ多くなっているものの、前年度と比べ利用は増加しており、利用金収入も増加していることから、収支は改善傾向にある。</p> <p>今後は貸室の利用促進を図り、利用料金収入の増加による収入の増加を図るとともに、会館運営に影響しない範囲で修繕費の節約を工夫し、一層の収支改善を図っていくことが望まれる。</p>		